

1 次募集

令和 6 年度補正 競争力強化型機器等導入緊急対策事業 計画承認申請重要ポイント

令和 7 年 2 月 3 日

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

計画承認申請に際し

2

R6 補正機器導入事業の計画承認申請書関連の作成において、重要となる書類やチェック項目・ポイントを挙げます。

以下の項目をいま一度ご確認いただき、申請してください。

なお、過去年の書類を流用して提出する申請がありますが、過去のフォーマットは一切使用せず、漁安協のホームページから最新ファイルをダウンロードしてください。

記入例を参考に作成してください。

R6補正機器事業の事業実施内容の特長

3

< R6補正機器事業の特長 >

① 生産性向上に資する機器等に二つの新規助成項目が登場

A. 新規取組の機器（人力からの機械化、付加価値向上の機器 New）

B. 養殖業その他の漁業種類への兼業又は転換に資する機器等 New

※いずれも被代替機器は不要

② 助成額の上限：**5,000万円**

③ 省力・省コスト化に資する機器の**設置工事費の1/2助成**の実施継続

※令和8年3月31日までの事業完了（設置工事完了）に限り対象

R6補正で交付決定済み申請の設置工事完了がR8年4月以降の年度越えとなる場合、漁安協に連絡をしてください。3月までに実施計画変更申請の承認が必要です。

R6補正機器事業の事業実施内容の特長

4

< R6補正機器事業の支援対象機器 >

(1) 省力・省コスト化に資する機器等

ア：漁船用エンジン（船内機または船外機） イ：その他の機器

(2) 生産性向上に資する機器等

ア：漁船用エンジン（船内機または船外機） イ：その他の機器

ウ：新規取組の機器（被代替機器なしでの人力からの機械化）

エ：新規取組の機器（被代替機器なしでの付加価値向上等の機器）

オ：海水こし器

(3) 養殖業その他の漁業種類への兼業又は転換に資する機器等

ア：養殖用機器等 イ：その他の漁業用機器

(4) 操業体制の効率化に資する機器等

海上ブロードバンド用機器

計画申請時に必要な書類一覧

5

1 本人確認書類 ↓※下記2～9の書類は機器審査のため、2部提出

- 2 事業実施計画承認申請書
- 3 事業実施者の概要と実施計画
- 4 入札・相見積書（原則3社以上）
- 5 基準適合証明書
仕様性能証明書
- 6 基準適合または仕様性能証明書の添付資料
- 7 導入機器カタログ及び資料（性能比較データ）
- 8 選定理由書（生産性向上20%を超えるエンジンのみ）
- 9
 - ・ 人力作業機械化証明書※人力機械化申請のみ
 - ・ 付加価値向上等の機器証明書 **New!**
 - ・ 養殖業その他の漁業種類への兼業又は転換に資する機器証明書 **New!**

いずれかを提出。9の申請は提出不要：証明者印

- 10 管理運営規程
- 11 管理台帳
- 12 広域浜プランの概要
- 13 広域委員会又は再生委員会 規約
- 14 広域委員会又は再生委員会 委員名簿
- 15 広域委員会又は再生委員会 構成員名簿
- 16 広域浜プラン又は浜プランの承認通知書（写し）
- 17 連絡先登録用紙
- 18 助成金交付申請書
- 19 水産基本計画における目指すべき姿への取組チェックシート （Web入力）

※2回目の申請者は
「2回目申請における誓約書及び確認書」

【別記様式第8-1号 実施計画承認申請書】

6

- ① <申請者押印> ⇒ 押印不要
但し、本人確認書類の添付が必要です。

【確認書類】

個人漁業者：①運転免許証の写し ②小型船舶操縦免許証等の写し

③健康保険証（マイナンバーカード）の写し※番号等はブラインドに

法人・団体：法人代表者の印鑑証明書の写し（※代表者個人の印鑑証明ではない）

事業実施者の名前の漢字は正しい漢字を記載。（免許証は正しいとは限らない。基本は戸籍謄本の漢字）

- ② <発信番号> ⇒ 発信番号の記載は不要です。
（広域委員会等の管理上の記載は自由です）
- ③ <見積書等>の日付 ⇒ 令和7年2月3日（公募日）以降
- ④ <住所> ⇒ 都道府県名から記載してください。

【別記様式第8-1号 別添】

事業実施者の概要と実施計画

7

※ 機器事業の申請は、1申請者につき1機種1台のみ（イカ釣り機、LED集魚灯等は除く）
助成額の上限額（税抜）は、**5,000万円**

① 必要事項は全て記載してください。記入方法は、別紙記入例をご参照ください。

② 個人名での申請者で経営母体が法人の場合は備考欄に記載すること。

③ 令和7年度セーフティーネット事業加入者

⇒すでに加入契約（計画承認申請時）している漁業者であること。

※親子において父親が加入者で息子が申請の場合は、契約者名の記載が必要。

グループのセーフティーネット番号の場合は、共同加入者である確認が必要。

④ 本事業の2回目の申請に関しては、耐用年数に基づく処分制限期間の終了、およびKPI実績の5年目の最終報告が終了した事業実施者に限る。

⑤ 導入機器の＜種別＞⇒エンジンの場合は「船内機」「船外機」「船内外機」のいずれかの名称を記載。

⑥ 被代替機器の機種・型式は間違わないよう、申請時に漁船登録票および銘板プレート等で確認

【別記様式第8-1号 別添】 事業実施者の概要と実施計画

8

⑦ < 2. 競争力強化型機器等導入の詳細 >

〔生産性向上に資する機器〕の申請の場合

「導入予定金額」＝税抜本体価格 「導入予定費用額」＝税込本体価格

「国庫補助額」＝税抜本体価格の1/2（千円未満切り捨て）

〔省力・省コスト化に資する機器〕の申請に限り、設置工事費の1/2の助成が加算。

「導入予定金額＋設置工事費（円）」＝合計税抜価格 「導入予定費用額」＝合計税込価格

「国庫補助額」＝合計税抜本体価格の1/2（千円未満切り捨て）

耐用年数は、漁労機器として基本5年（以上）。

⑧ < 3.（2）競争力強化の取組 >

「機器導入により得られる効果」の記載内容は、「省力・省コスト化」か「生産性向上」の選択によって、内容が矛盾しないようにご注意ください。

また、記載内容は抽象的ではなく、導入効果などを数值的、具体的に記載ください。

「収益向上（KPI10%以上向上）の取組内容」は、機器導入効果だけではなく、浜プラン等の施策なども網羅して、どのように達成するかを記載ください。

⑨ 70歳以上の申請者は、「6.」の<機器等の取り扱い方針>に対象となる項目の該当欄に、 ✓印を記載ください。※計画承認申請書の日付時点での年齢が70歳以上

対象機器について

9

導入機器の検討に当たっては、下記事項を確認してください。

1. 主要対象導入機器（例）

- ・ 船内機、船外機、船内外機で連続出力アップ
または省エネ効果10%以上
(最新リスト記載の機種は5%以上) のもの
- ・ 乾燥機（海苔・昆布）
- ・ ホタテ貝籠洗浄機
- ・ イカ釣り機
- ・ 揚網機（ネットローラー）
- ・ 魚群探知機
- ・ 海水冷却装置
- ・ 漁業用ソナー
- ・ 船舶用クレーン
- ・ 潮流計

※被代替機器を有する機器

**・人力機械化申請・付加価値向上の機器・養殖業その他
の漁業種類への兼業又は転換に資する機器の場合を除く

※複数の機器が単独使用ではなく接続して使用する機器を申請
する場合は、性能表以外にメーカーの設計図等が必要。

2. 非対象の導入機器（例）

※被代替機器を有しない機器

- ・ 船内機、船外機、船内外機で同型、同馬力または
省エネ効果10%未満
(最新リスト記載のものは5%未満のもの)
- ・ サイドスラスター等船体関連
- ・ 運搬車
- ・ エンジンのドライブのみ
- ・ レーダー
- ・ GPSプロッター
(魚探付きで魚探の性能比較ができれば申請可)
- ・ 漁網
- ・ プロペラ等付属品

※留意事項

KPI達成に向けた取組と説明に矛盾がないか、整合性の確認。

例) 生産性向上 → 減速航行による油費減

省力・省コスト化 → 出力増による生産性向上

【取組の目標（KPI）】（別記様式第8-1号別添3.（3））

10

- ① 個人漁業者は「漁業所得」のフォームに、（決算）法人は「償却前利益」のフォームに記載。
- ② 記載入力するフォームは、必ずダウンロードしたフォームを使用。
フォームは入力をすれば自動計算のため、手計算での入力はしない。
- ③ 「漁労外事業所得」「漁労外利益」の収入がある場合は必ず記載。漁労外事業所得のみを記載。
注）遊漁、民宿経営、農業等の漁労外事業所得が漁労所得を上回った場合、本事業への
申請不可
※雑収入や年金、補填金等は「漁労外事業所得」「漁労外利益」記載せず、備考欄に記載。
- ④ 「基準年」は、青色申告書や決算書などの税務申告書を策定基準にして、取組の目標（KPI）に正しく数字を転記。
- ⑤ 個人漁業者の漁労支出目標には、本事業による機器導入に係る減価償却費は計上不要。
（その他の減価償却費は計上してください）
- ⑥ 法人の場合、決算期と基準年の税務申告年度を記載。

【見積書 1】

11

※ 申請書の中でも重要な書類です。会計検査の指摘を受けないためにも下記内容に関し業者への指導をお願いします。

- ① 原則3社の相見積書を添付。3社には同じ依頼条件・内容での相見積。
相見積りが2社の場合は、理由書の提出が必要。（※1社では相見積にならず基本不可）
本体価格+助成対象設置工事費（省力・省コスト化）の一番安価であった落札業者の見積書の右上に「①」の番号を記載

※3社の中で助成対象の本体価格+設置工事費において、落札業者が一番安価な見積額となっているか、再度ご確認ください。

- ② 見積書の日付は、令和7年2月3日（公募日）以降であるか確認してください。
- ③ 宛名は、漁船名ではなく事業実施者名を正確に記載してください。
- ④ 「有効期限」は、発注予定日以降となるようにするか「次回お見積まで」「なりゆき」などと記載ください。
有効期限は見積時期が早いため期限切れになるケースが殆どです。補助事業を使う旨をメーカーまたは業者に説明し、適切な有効期限を設定してください。

【見積書 2】

12

⑤ <本体価格の表記方法> ⇒ 見積書の記載例をご参照ください。

- ・ 助成対象となる本体価格とは、「値引き金額」「下取り金額」等を差し引いた金額。
必ず見積書に値引や下取金額を表記し、本体価格から差し引いた金額を記載してください。
下取り、値引きの有無に関しては、事前に必ず確認をしてください。
なお、下取りが無い場合でも、「下取り無し」「弊社で無償廃棄」などと明記してください。
- ・ 据付工事費に関しては、ある・ないに関わらず、必ず記載ください。
工事費の金額が確定しない場合は、「別途お見積いたします」「上記本体価格には工事費等は含まれておりません」などと記載ください。
省力・省コスト化の機器の設置工事費の助成を希望する場合は、必ず確定させてください。
※（注意）工事費が発生する場合は、概算・精算払請求書にて、納品書、請求書、領収書の写しの添付が必要です。
- ・ 付属品等の見積り記載において、付属品だけの値引きを記載しても本体価格から差し引き、助成額が下がります。付属品を値引く場合は、値引いた金額を内訳に記載してください。
- ・ 前金請求や着手金請求の場合は、見積書の備考欄に記載してください。

【管理運営規程】 【管理台帳】

13

【管理運営規程】

- ・「第2条」の表内は全て記載してください。
- ・「メーカー名」は正確に記載（株式会社などの法人格は、(株)、(有)などの略称でもOK）
- ・「出力能力」は、正確な数値と単位を記載（エンジンは＜被代替機器・代替機器燃料消費率一覧表＞を参照ください）
- ・「型式」の内容によっては価格が変わるため枝番、トランサムまで正確に記載（とくに船外機）
- ・「取得年月日」は予定日を記載

【管理台帳】

- ・「機種」「メーカー」「型式」「出力能力」は必ず記載してください。
- ・設置場所の漁港名/所在地は、船上機器は漁港または漁船の停泊場所を記載ください。
（エンジン等の船上機器は「〇〇市〇〇漁港」などと記載）。陸上機器は設置住所を記載します。
- ・「事業費用」「助成金」「自己負担金」は、記載数字が合っているか確認ください。
- ・「取得年月日」（予定）は管理運営規程と同じ日を記載。
- ・「処分制限年月日」の記載は耐用年数と同じです。

例）耐用年数5年の場合 取得年月日：令和7年9月20日 → 処分制限年月日：令和12年9月19日

【性能証明書】 【基準適合証明書】

14

- ・「性能証明書」（生産性向上に資する機器）、
「基準適合証明書」（省力・省コスト化に資する機器）
を作成する際は、対応する証明書のフォームを確認してください。

※省力・省コスト化で申請のエンジンに関しては、漁安協Webに掲載されている「最新対象機器リスト」に掲載されている機種は省エネルギー効果5%以上、リストに未掲載の機種は10%以上の省エネルギー効果が必要です。
なお、エンジン以外のLED集魚灯等是一律10%以上の省エネルギー効果が必要。

- ・エンジン以外の機器で性能を証明する場合は、申請書に記載されている性能と、記載数値と合致するメーカーの性能表（または性能が記載されているカタログ等）の添付が必要です。

※導入機器だけでなく被代替機器も同様に性能データの添付が必要
例）漁船用クレーン、揚網機、魚群探知機など

【120%超えエンジンの選定理由書】

＜同漁業種漁船一覧表＞

15

- ・ 「漁業用機器等選定理由書」（別記様式第8-1号別添1）に120%を超えるエンジンの導入を選定する理由を記載。
- ・ 選定理由には、導入機器の「メーカー名、型式、連続出力、アップ率」を必ず記載してください。
- ・ ＜同一漁場同漁業種漁船一覧表＞に同等総トン数以下で3隻以上（原則）のデータを記載し、連続出力がその3隻の枠内で突出していないことの証明。
※対象船はA～C船といった記載ではなく、船名を記載してください。
- ・ 同一漁場、同漁業種で対象船が無い場合、近隣漁場で対象となる漁船を確認。
※対象船が併せて3隻に満たない場合は、備考欄にその旨を記載。

【水産基本計画の取組チェックシート】

16

【水産基本計画における目指すべき姿への取組チェックシート】

「水産基本計画」＝持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現

① 海洋環境の変化への適応も踏まえた資源管理の実施

- 水産資源管理の着実な実施
- 海洋環境の変化への対応

② 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- 漁船漁業の構造改革
- 養殖業の成長産業化
- 輸出拡大
- 人材育成
- 経営安定対策

③ 地域を支える漁村の活性化の推進

- 漁業の振興に向けた漁協の連携強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化
- 各種施策の展開

※書類ではなくWebでの入力につき、書類送付なし

【新規取組の機器】 (被代替機器なしでの人力からの機械化)

17

従来、手作業および人力で行っていた作業を機械化したいと思っても被代替機器がないために申請ができませんでした。

そこで、人力→機械化の申請に対して漁業者の操業に効率的かつ生産性向上となる機器導入のため、引き続きR6補正において助成をいたします。

申請には「人力作業機械化証明書」の提出が必要となります。

※記入例参照

「人力作業機械化証明書」

※所属組合長もしくは広域委員会会長の証明

注) 被代替機器不要につき導入機器との比較は不要

●作業工程の説明

●どの作業工程での機械化をしたいか○印記載

●機械化の理由

●機械化する作業写真

記入例

令和7年2月15日

競争力強化型機器等導入緊急対策事業
人力作業機械化証明書一般社団法人 漁業経営安定化推進協会
代表理事会長 三浦 秀樹 殿事業実施者名: 漁安協 太郎
漁協名: 大漁漁業協同組合
組合長名: 豊漁 祈男

※所属組合長もしくは広域委員会会長の証明とする。

当組合は、上記申請者「漁安協 太郎」の下記作業内容の事実を確認しましたので、ここに証明します。

導入機種名	自動はたて耳吊機	出力能力	46枚/h
-------	----------	------	-------

漁業種 (※具体的に)	はたて養殖
-------------	-------

番号	出荷までの主な作業項目	作業内容	機械が必要な 人力作業項目 (○印)
1	採苗器投入	稚貝を回収するため、海に「採苗器」を投入。3~4ヶ月後に回収すると、数ミリの大きさの稚貝がたくさん付着している。	
2	1次分散 (稚貝の採集)	採苗器を回収して、稚貝を採集。採集した稚貝からサイズの小さいものや変形したもの、雑物などを取り除く。作業後は育成用のカゴに入れ、海の中に戻して育てていく。	
3	稚貝のカゴ替え作業	大きくなった稚貝を再び選別し、大きめのカゴに入れ替え。	
4	耳吊り作業	稚貝を回収し、耳の部分に穴をあけて糸で繋げていく。繋げたホタテは沖合いの養殖設備まで運び、カーテン状に吊るす。	○
5	沖洗い作業	半年ほど経過すると貝の表面に付着物がたくさん付くため、一度引き上げて洗浄。	
6	陸揚げ作業	耳吊りして1年半ほどで、厚みのあるホタテに成長。陸揚げし、貝の表面の付着物を丁寧にホタテにストレスを与えないように手作業でそげ落とす。	
7	出荷	キレイになったホタテを、新鮮な状態で出荷。	

自動化・機械化による機器導入を申請する人力の作業項目と理由

番号	作業項目	機械化する理由
4	耳吊り作業	ロープへ結び両端へ耳へ穴を開けた稚貝を結んで桁へ下げて手動で1枚1枚穴を開けていたが、穴開けも吊るすのも手早い人と遅い人の差があり、機械化することで生産量が増加し、安定的な生産体制となる。

<人力による手作業写真> ※写真は1~2点掲載必須



【新規取組の機器】 (被代替機器なしでの付加価値向上等の機器)

18

新しく漁獲物の付加価値向上等の取組を始めるため、従来の操業では使用していない機器の導入によりKPI目標が達成することが認められる機器の導入。

申請には〔付加価値向上等の機器 証明書〕の提出が必要となります。

※記入例参照

〔付加価値向上等の機器 証明書〕

※所属組合長もしくは広域委員会会長の証明

注) 被代替機器は無いことが条件

●現在の漁業の課題

●新規取組の機器導入の理由と付加価値向上による漁業所得向上の効果

※付加価値の証明において漁協内などでの導入事例や類似した機器の成功例を記載

＜新規取組の機器 2＞

記入例

令和7年2月15日

競争力強化型機器等導入緊急対策事業
付加価値向上等の機器 証明書

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会
代表理事会長 三浦 秀樹 殿

事業実施者名:	漁安協 太郎
漁 協 名:	大漁漁業協同組合
組 合 長 名:	豊漁 祈男

※所属組合長又は広域委員会長の証明とする。

当組合は、上記申請者: 漁安協 太郎 殿の、被代替機器が無いことの本人確認及び下記の付加価値向上の内容を確認しましたので、ここに証明します。

導入機種名	海水冷却装置	出力能力	冷却能力 ○○○○kcal/h
メーカー名	○○○○株式会社	型式・番号	○○○○

現在の漁業の課題	従来、漁獲後に魚槽内に氷を入れて漁獲物の鮮度を保つようになっていたが、魚槽内が一定の温度を保つことができず、魚体の鮮度が維持できなかった。 また、操業時間や漁獲量によっては氷の量が足らず、水温が上昇し鮮度ダウンになることによって魚価等に影響し、漁業所得の向上が困難であった。 そのため、一定温度で漁獲物の鮮度を保つ機器の導入が不可欠となっていた。
----------	---

新規取組の機器導入の理由と付加価値向上による漁業所得向上の効果	海水冷却装置を導入することにより、氷の準備をする必要がなくなり、魚槽内に海水をポンプで汲み上げ、海水を循環させ、一定温度に冷却することで、鮮度維持だけでなく、活魚の状態にもできる。 また、魚槽内の温度等を常時ケアすることが不要になるため、漁に専念できることで、魚価及び漁獲量も上がることで、従来より○%の漁業所得の向上が見込まれる。
---------------------------------	---

※付加価値の証明において漁協内などでの導入事例や類似した機器の成功例を記載	漁協内において、仲間の組合員が海水冷却装置の導入。それにより、魚槽内の温度が従来の数倍の時間短縮で0℃となり、漁獲物を高鮮度に保つことにより魚価が○%アップ。 さらに氷代が不要となり、その準備時間もなくなったことで、実質の操業時間が増えたことで、漁業所得が○%向上した。
---------------------------------------	--

【養殖業その他の漁業種類への 兼業又は転換に資する機器等】

19

現在（計画申請時点）、実施している漁業種類から養殖業その他の漁業種類への兼業・転換すること等でKPI目標を達成することが認められる機器の導入。
申請には〔養殖業その他の漁業種類への兼業又は転換に資する機器証明書〕および〔漁船登録票の写し〕の提出が必要となります。

※記入例参照

〔養殖業その他の漁業種類への兼業又は転換に資する機器証明書〕

※所属組合長もしくは広域委員会会長の証明

注）被代替機器は無いことが条件

●現在の漁業種類→新規漁業種類の取得予定 ※魚種の兼業・転換も対象

●現在の漁業の課題

●新規漁業への兼業または転換の理由と漁業所得向上の成果

※支援対象機器は、兼業・転換のために不可欠な機器であること採介藻や

定置網漁業、自由漁業の場合は、魚種の変更も記載。漁業権の取得など

漁業種類の兼業・転換が年度内にできない場合は、年度越えの申請が必須。

記入例

令和7年2月15日

競争力強化型機器等導入緊急対策事業
養殖業その他の漁業種類への兼業又は転換に資する機器証明書

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会
代表理事会長 三浦 秀樹 殿

事業実施者名:	漁安協 太郎
漁 協 名:	大漁漁業協同組合
組 合 長 名:	豊漁 折男

※所属組合長又は広域委員会会長の証明とする。

当組合は、上記申請者： 漁安協 太郎 殿の、現在の漁業種類から他の漁業種類に兼業又は転換するための機器の導入が妥当であることをここに証明します。

兼業及び転換 ☒ クリック記載	☒ 兼業	☐ 転換
---	--	-----------------------------

漁業種類	現在漁業種類	新規漁業種類		
	種類	種類	魚種	漁業権等取得の要否
	①一本釣り漁業	①定置網漁業	①〇〇〇〇	☒ 要 ☐ 不要
	②●●漁業	②	②	☐ 要 ☐ 不要

注）定置網漁業や採介藻漁業等、魚種の変更の場合は、魚種を記載のこと。

新規漁業権等の取得状況	☐ 取得済	☐ 申請済	☒ 申請予定（令和7年6月）
-------------	------------------------------	------------------------------	--

導入機種名	船舶用クレーン	出力 能力	960kg×9.0m
メーカー名	〇〇〇〇	型式・番号	〇〇〇〇

現在の漁業の課題	長年、一本釣り漁で、アジやサバのほか雑魚の漁獲をしていたが、単価が低く目標とする漁獲量とはなっていない。 一定量の漁獲し、従来より生活を安定するために、より漁獲量が見込める漁業種類を模索していた。
----------	---

新規漁業への兼業または転換の理由と漁業所得向上の成果	定置網漁の漁業権の取得によって、従来より〇倍の漁獲量が見込める。 そのため、網の船揚げのために船舶用のクレーンが必要となる。 クレーンの導入によって、漁獲効率が上がることで漁業所得〇%向上を見込むことが可能となる。
----------------------------	---

本事業2回目申請する場合

20

1. 対象の事業実施者

耐用年数に基づく処分制限期間の終了及び取組の目標（KPI）の最終5年目の実績報告が完了した既事業実施者

2. 2回目申請における提出

【2回目の申請における誓約書及び確認書】要提出

※原則として取組の目標（KPI）を達成した事業実施者。

目標（KPI）未達成者は、実施計画申請書の漁労所得10%以上向上に係る記述等に漁労収入の増額方策、漁労支出の削減方策などの対応方策が含まれていることを地域再生委員会（地域水産業再生委員会が設置されていない場合にあっては、広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会）が確認した上で、確認書の内容を広域水産業再生委員会が確認した事業実施者。

※目標（KPI）の設定する基準年の種類は「5中5」「5中3」のみとする。

R6 補正機器事業における注意点

21

① 被代替機器の機種・型式の計画申請前確認

被代替機器の機種・型式の確認不足による型式記載間違えて機器評価委員会での再審査、または条件未達で交付決定取消にならないよう、申請時に漁船登録票および銘板プレート等で確認。

② 取組の目標KPIの策定に関して

法人の場合、決算期と基準年の税務申告年度を記載

決算期によって基準年や目標を策定する場合、どの年度の税務申告であれば計画申請や実績報告が最新であるかを確認。

③ 広域浜プランが認定済みであり、広域委員会に属する漁協の組合員

広域浜プランの認定が終了して第2期の認定が継続されているかを確認。

新規や次期の認定前の場合は、「策定中」としていたが、水産庁（防災漁村課）に浜プランの申請した日付を広域委員会に確認し、「策定中：令和○年○月に申請済み」などと記載。

④ 省力・省コスト化に資する機器での設置工事費の助成は令和8年3月31日までに設置工事完了

令和7年度を越えて設置工事が完了した場合は、助成対象になりません。発注→納品→設置工事完了のスケジュールを確認。年度越えの設置工事費が助成対象ではなくなった場合、メーカーの生産遅延や鉄工所等の上架スケジュールなどの遅れであっても理由にならない可能性があるので、要確認。

生産性向上に資する機器等

New					New
支援対象機器	漁船用エンジン	その他の機器	人力作業機械化	付加価値向上等の機器	養殖業その他の漁業種類への兼業又は転換に資する機器
助成内容	船上において、被代替機器に比べ、連続出力が向上すること等でKPI目標達成が認められるエンジンの導入	船上または陸上において、被代替機器より漁業所得が向上など性能アップすること等でKPI目標達成が認められる機器の導入	人力での作業内容を機械化することでより効率的かつ生産性向上になる等でKPI目標を達成することが認められる機器の導入	新しく漁獲物の付加価値向上等の取組を始めるため、従来の操業では使用していない機器の導入によりKPI目標が達成することが認められる機器の導入	現在（計画申請時点）、実施している漁業種類から、養殖業その他の漁業種類への兼業または転換すること等でKPI目標を達成することが認められる機器の導入
被代替機器	要	要	不要	無いことが条件 （有る場合は、「その他の機器」での申請を検討ください）	無いことが条件 （有る場合は、「その他の機器」での申請を検討ください）
組合長または 広域委員会長の証明書	不要	不要	要	要	要
機器評価に係る提出書類	・ <u>仕様性能証明書</u> 被代替機器、導入機器のメーカーのカタログまたは性能表	・ <u>仕様性能証明書</u> 被代替機器、導入機器のメーカーのカタログまたは性能表	・ <u>人力作業機械化証明書</u> 導入機器のメーカーのカタログまたは性能表	・ <u>付加価値向上等の機器証明書</u> 導入機器のメーカーのカタログまたは性能表	・ <u>養殖業その他の漁業種類への兼業又は転換に資する機器証明書</u> 導入機器のメーカーのカタログまたは性能表
導入対象機器（例）	船内機、船内外機、船外機	海苔乾燥機、昆布乾燥機、LED、魚群探知機、船用クレーン等	ほたて貝洗浄機、揚網機、自動釣り機、自動選別機等	海水冷却装置、酸素ガス発生装置等	自動給餌機、イカ釣り機、揚網機類等
備 考	船内機のオプションのマリンギア等のクラッチ（助成対象）を同時に導入する場合は、製品名や型式を見積書等に記載	複数の機器が単独使用ではなく、機器同士が接続されたシステムとして証明された機器は、設計図等のメーカー証明書類を添付	実際に人力で行っている作業からの機械につき、人力作業が分かる写真の貼付が必要	エンジン以外の機器 ※付加価値の証明が難しい場合は、漁協内などの事例や類似した機器の成功例を記載	支援対象機器は、兼業・転換のために不可欠な機器であること 採介藻や定置網漁業、自由漁業の場合は、魚種の変更も記載。 漁業権の取得など漁業種類の兼業・転換が年度内にできない場合は、年度越えの申請が必須。

導入した機器等を担保に供する場合の手続

23

本事業により導入した機器等を担保に供する場合は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」で取得した機器等の管理運営について等に基づき、あらかじめ当協会に申請し、当協会が全件取りまとめて農林水産大臣あてに申請の上、承認を受ける必要があります。
つきましては、申請書類の提出期限等について、下記のとおりです。

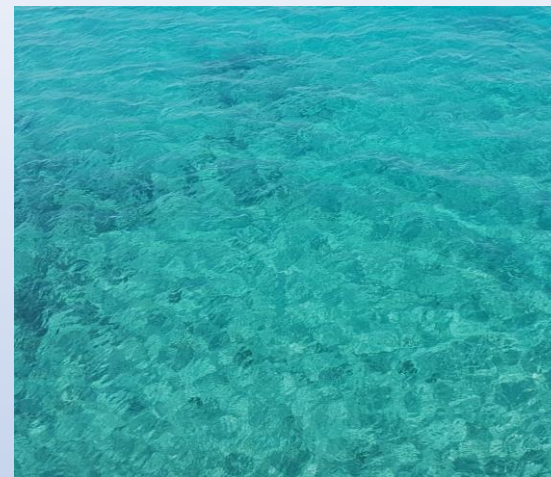
財産処分(担保設定)申請時の必要提出書類

- 1 財産処分承認申請書
- 2 交付決定通知書(写)
- 3 金銭消費貸借契約証書(案)
- 4 譲渡担保設定契約証書(案)
または抵当権設定証書(案)
- 5 借入申込書(写)
- 6 見積書(写) 当協会へ提出したもの

※留意事項

農林水産大臣の承認を受けることなく本事業により導入した機器等を担保に供した場合、法令違反に該当するおそれがあります

R6補正 財産処分 (担保設定) 申請	処分(担保設定) 予定年月日	申請書類の提出期限
第1回目	7月22日(火) 以降	6月30日(月)
第2回目	8月27日(水) 以降	7月31日(木)
第3回目	10月20日(月) 以降	9月30日(火)
第4回目	11月20日(木) 以降	10月31日(金)
第5回目	12月22日(月) 以降	11月28日(金)
第6回目	2月20日(金) 以降	1月30日(金)
第7回目(最終)	3月23日(月) 以降	2月27日(金)



一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-4-2

藤和神田錦町ビル6F

TEL:03-6895-0100

FAX:03-6895-0107

